処　分　基　準

平成２８年７月５日作成

法　　令　　名：新潟県接客飲食店等営業に係る不当な勧誘等規制条例
根　拠　条　項：第８条
処 分 の 概 要：接待飲食店等営業を営む者等に対する停止命令
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め： 新潟県接客飲食店等営業に係る不当な勧誘等規制条例施行規則第５条(営業の停止)
処　分　基　準：別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課　許認可管理係 (025-285-0110　内線3031)
備　　考：

別紙

新潟県接客飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例に基づく営業停止命令の基準

（用語の意義）

1　この基準における用語の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1)　「営業停止命令」とは、新潟県接客飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例（平成16年新潟県条例第67号。以下「条例」という。）第８条の規定に基づき、営業の停止を命ずることをいう。

(2)　「指示処分」とは、条例第７条の規定に基づき、指示をすることをいう。

（指示処分との関係）

2　接客飲食店等営業を営む者に対する営業停止命令は、当該処分を行うべき事由（以下「処分事由」という。）について指示処分を行い、当該指示処分に違反した場合に行うことを通常とする。ただし、条例に基づく処分に違反した場合のほか、次のような場合は、指示処分を行わずに直ちに営業停止命令を行っても差し支えない。

(1)　同種の処分事由に当たる条例違反行為を短期間（おおむね６ヶ月以内をいう。）に繰り返し、又は指導や警告を無視する等指示処分によっては自主的に条例を遵守する見込みがないと認められる場合

(2)　指示処分の期間中に、当該指示処分には違反していないが、当該指示処分の処分事由に係る条例違反行為と同種の条例違反行為を行った場合

(3)　罰則の適用がある条例違反行為によって検挙された場合（起訴相当として送致した場合に限る。）

(4)　短期20日以上の量定に相当する処分事由に当たる条例違反行為が行われた場合

（量定）

3　営業停止命令の量定（以下単に「量定」という。）の区分は、次のとおりとし、各処分事由にかかる係る量定は、別表１に定めるところによるものとする。

Ａ　６月の営業停止命令

Ｂ　40日以上６月以下の営業停止命令。基準期間は、３月

Ｃ　20日以上６月以下の営業停止命令。基準期間は、40日

Ｄ　10日以上80日以下の営業停止命令。基準期間は、20日

Ｅ　５日以上40日以下の営業停止命令。基準期間は、14日

（営業停止命令の併合）

4　処分事由に当たる条例違反行為が２つ以上行われた場合は、一つの行政処分を行うものとする。この場合において、これらの処分事由の中に量定がＡに相当するものが含まれているときの量定はＡとするものとし、量定がＡに相当するものが含まれていないときの量定は、各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長い量定の長期にその２分の１の期間を加算した期間を長期とし、各処分事由について定めた量定の短期のうち最も長い量定の短期を短期とするものとする。ただし、その長期は、各処分事由について定めた量定の長期を合計した期間及び６月を超えないものとする。

（観念的競合）

5　２以上の処分事由に該当する一つの条例違反行為について営業停止命令を行う場合は、それらの処分事由に量定がＡに相当するものが含まれているときの量定はＡとするものとし、量定がＡに相当するものが含まれていないときの量定は、それらの処分事由について定めた量定の長期及び短期のうち最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

（常習違反加重）

6　最近６ヶ月間に営業停止命令を受けた接客飲食店等営業を営む者に対し営業停止命令を行う場合の量定は、その処分事由に係る量定がＡに相当するときを除き、当該営業停止命令の処分事由について３から５までに定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近６ヶ月間に営業停止命令を受けた回数の２倍の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、その長期は６月を越えることができない。

（営業停止命令にかかる期間の決定）

7　営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。

(1)　原則として、量定がＡに相当するものについて営業停止命令を行う場合は６月とする。

　また量定がＡに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合は、３に定める基準期間（４に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし、５に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とし、６に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間の２倍の期間を基準期間とする。）によることとする。

(2)　量定がＡに相当する以外のものについて営業停止命令を行う場合において、次に掲げるような処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、(1)にかかわらず、情状により、３から６までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

　また、量定がＡに相当するものについて営業停止命令を行う場合において処分を軽減すべき事由があるときは、情状により、２月を下限として(1)前段に定める期間より短い期間の営業の停止を命ずることができるものとする。

ア　処分を加重すべき事由とは、例えば次のようなものである。

(ｱ)　最近６ヶ月間に同一の処分事由により行政処分に処せられたこと。

(ｲ)　指示処分の期間中にその処分事由に係る条例違反行為と同種の条例違反行為を行ったこと。

(ｳ)　処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。

(ｴ)　従業者の大多数が条例違反行為に加担していること。

(ｵ)　悔悛の情が見られないこと。

(ｶ)　付近の住民からの苦情が多数あること。

(ｷ)　結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。

(ｸ)　16歳未満の者の福祉を害する条例違反行為であること。

イ　処分を軽減すべき事由

(ｱ)　他人に強いられて条例違反行為を行ったこと。

(ｲ)　接客飲食店等営業を営む者（法人にあっては役員）の関与がほとんどなく、かつ、処分事由に係る条例違反行為を防止できなかったことについて過失がないと認められること。

(ｳ)　最近６ヶ月間に処分事由に係る条例違反行為を行ったことがなく、悔悛の情が著しいこ

と。

(ｴ)　具体的な営業の改善措置を違反後自主的に行っていること。

(3)　(2)に定める量定の加重又は軽減日数の算出は、別表２に基づき行うものとする。

（営業停止命令と他の行政処分との関係）

８　営業停止命令を行う場合において条例違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令の処分事由について指示処分を併せて行うことができる。

別表１

各処分事由に係る量定の区分

項目／番号	違反事項	関係条項	罰則	量定
【条例関係】				
1	公安委員会の営業停止命令違反	条例第８条第１項	有	A
2	料金等について実際のものより著しく低廉であると誤認させるような事項を表示し、違約金等について不実のことを表示	条例第３条 第１号 第２号	有	B
3	不当な勧誘等違反	条例第４条	有	B
	指示後６月以内における受託者による勧誘又は広告若しくは宣伝違反	条例第８条第２項	有	A
4	不当な取立違反	条例第５条	有	B
	指示後６月以内における受託者による料金等の取立て違反	条例第８条第３項	有	A
5	報告又は資料の提出要求に対し不報告、資料の不提出若しくは虚偽の報告、虚偽の資料提出	条例第10条第１項	有	D
	立入るに際し、立入りを拒み、妨げ、忌避した者	条例第10条第２項	有	D
6	料金の表示義務違反	条例第３条	無	E
	委託に伴う指導義務違反	条例第６条	無	E
	指示違反	条例第７条	無	C
【刑法関係】				
1	私文書偽造等（有印）	刑法第159条	有	B
	私文書偽造等（無印）		有	D
2	偽造私文書等行使（有印）	刑法第161条	有	B
	偽造私文書等行使（無印）		有	D
3	支払用カード電磁的記録不正作出	刑法第163条の２	有	C
4	不正電磁的記録カード所持	刑法第163条の３	有	C

5	支払用カード電磁的記録不正作出準備及び同準備未遂	刑法第163条の４ 第163条の５	有	C
6	殺人及び殺人未遂	刑法第199条 第203条	有	A
7	殺人予備	刑法第201条	有	C
8	傷害	刑法第204条	有	B
9	傷害致死	刑法第205条	有	B
10	傷害助勢	刑法第206条	有	D
11	暴行	刑法第208条	有	D
12	過失傷害	刑法第209条	有	E
13	過失致死	刑法第210条	有	E
14	遺棄	刑法第217条	有	D
15	保護責任者遺棄等	刑法第218条	有	B
16	遺棄等致死傷	刑法第219条	有	B
17	逮捕監禁	刑法第220条	有	B
18	逮捕等致死傷	刑法第221条	有	B
19	脅迫	刑法第222条	有	D
20	強要	刑法第223条	有	C
21	窃盗及び窃盗未遂	刑法第235条 第243条	有	C
22	強盗及び強盗未遂	刑法第236条 第243条	有	A
23	強盗予備	刑法第237条	有	C
24	事後強盗及び事後強盗未遂	刑法第238条 第243条	有	A

25	昏睡強盗及び昏睡強盗未遂	刑法第239条 第243条	有	A
26	強盗致死傷及び強盗致傷未遂	刑法第240条 第243条	有	A
27	強盗強姦及び強盗強姦未遂	刑法第241条 第243条	有	A
28	強盗強姦致死	刑法第241条	有	A
29	詐欺及び詐欺未遂	刑法第246条 第250条	有	C
30	電子計算機使用詐欺及び同詐欺未遂	刑法第246条の２ 第250条	有	C
31	準詐欺及び準詐欺未遂	刑法第248条 第250条	有	C
32	恐喝及び恐喝未遂	刑法第249条 第250条	有	C
33	器物損壊等	刑法第261条	有	D
34	自己の物の損壊等	刑法第262条	有	D

別表２

行政処分（営業停止）日数算出検討表

１　前歴による評価（　　日）

項目　／　回数			１回	２回	３回	４回	５回	６回以上
加重	営業停止処分		３日	５日	７日	10日	15日	20日
			５日	10日	15日	20日	25日	30日
	指　示　処　分		－	３日	５日	７日	10日	15日
			３日	５日	７日	10日	15日	20日
	刑事処分（風俗犯に限る）	前科	３日	５日	７日	10日	15日	20日
			５日	10日	15日	20日	25日	30日
		起訴猶予	－	３日	５日	７日	10日	15日
			３日	５日	７日	10日	15日	20日
軽減	前科前歴なし		－５日					

注：　検挙前６ヶ月以内に処分（指示処分は同種の処分とする。）を受けているときは、各項目の下欄を適用する。

２　年齢及び人数による評価（　　日）

年齢　／　人数	１～４人	５～９人	10～14人	15～19人	20人以上
12歳未満	10日	15日	20日	25日	30日
13歳	５日	10日	15日	20日	25日
14歳	３日	５日	７日	10日	15日
15歳	３日	５日	７日	10日	15日
16歳	１日	３日	５日	７日	10日
17歳	－	－	３日	５日	７日
18歳	－	－	１日	３日	５日
19歳	－	－	－	１日	３日

３　違反期間による評価（　　日）

違　反 期　間	10日以内	15日以内	20日以内	30日以内	31日以上 ２ヶ月未満	２ヶ月以上 ６ヶ月未満	６ヶ月以上
加　重	－	１日	３日	５日	７日	10日	15日

注：　違反期間は、原則として立件した期間（日数）とすること。ただし、いわゆるぼったくりバー等特に悪質性が強い違反のときは、違反期間が明白である場合に限り使用又は稼働した期間とすることができる。

４　売春事犯の場合の加重（　　日）

売春婦人数	５人以内	６～10人	11～15人	16～20人	21人以上
加　重	５日	10日	15日	20日	25日

注：　いわゆるぼったくりバーにかかる売春事犯の場合は、表により算出した日数に更に30日を加重すること。

5　情状による評価

項目	事　　由	有	無	根　　拠
加重事由	過去６ヶ月間に同一の条例違反により、行政処分に処せられていること			
	指示処分の期間中にその処分と同一の条例違反行為を行ったこと			
	条例違反行為の態様が著しく悪質であること			
	従業者の大多数が条例違反行為に加担していること			
	条例違反行為に対する悔悛の情がないこと			
	付近の住民から苦情が多数あること			
	結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと			
	16歳未満の者の福祉を害する犯罪であること			
	その他加重すべき特別の事由があること			
軽減事由	他人に強いられて条例違反行為を行ったこと			
	接待飲食店等営業を営む者（法人にあっては役員）の関与がほとんどないこと			
	最近６ヶ月間に処分事由に係る条例違反行為を行ったことがなく、悔悛の情が著しいこと			
	違反後具体的な営業の改善措置を自主的に行っていること			
	紹介した者が事実を告知していないこと			
	被害少年にも問題性があり、条例違反行為により福祉を害するおそれが弱いこと			
	被害少年において積極的に条例違反行為を行っていること			
	被害少年の親族から依頼されていること			
	その他軽減すべき特別の事由があること			

加重事由数　　＝　加重　　日

軽減事由数　　＝　軽減　　日　　（加重　　日）－（軽減　　日）＝（　　日）

加重基準	加重事由数	２以下	３	４	５以上	軽減基準	軽減事由数	２以下	３	４	５以上
	加重日数	３日	５日	10日	15日		軽減日数	３日	５日	10日	15日

○　各項目の集計結果

1　前歴による評価　　（　　日）
2　年齢及び人数による評価　　（　　日）
3　違反期間による評価　　（　　日）
4　売春事犯の場合の加重　　（　　日）
5　情状による評価　　（　　日）

合計　　日